



携帯電話（スマホ）の校内持ち込みについて

学校における生徒の携帯電話（スマホ）の取り扱いについては、文部科学省、和歌山県教育委員会、有田市教育委員会より「学校における教育活動に直接必要のない物であることから、原則禁止すべき」との指針が示されています。

※大阪府では、昨年6月発生した大阪府北部地震が登校時間帯に発生したことなどから、登下校時に限り携帯電話を所持できるようガイドラインの変更が示されました。



本校では、携帯電話（スマホ）の校内持ち込み、使用について協議した結果、今年度も携帯電話（スマホ）の学校内への持ち込みは原則禁止とします。あわせて、「ネット上のいじめ」や違法・有害情報、長時間の使用による生活習慣の乱れや「ネット依存」の状況など、さまざまな課題も指摘されていますので、生徒に対する情報モラル教育の充実を図っていきます。

なお、緊急の連絡手段と使用せざるを得ない場合、その他やむを得ない理由等がある場合には、保護者から学校長（担任）に対し学校への持ち込みの許可を申請してください。理由が正当であると認められる場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却するなどの手立てをとり、校内持ち込みを許可します。

昨年度、携帯電話（スマホ）を無断で学校内に持ち込んでいたことが数件あり、指導を行いました。本校では、このような場合、生徒に無断で持ち込んだ事情（理由）を確認・指導し、学校で一時的に預かり、保護者（所有者）に直接返却することとしています。

また、生徒から直接保護者に連絡する必要がある場合のために、職員室前に公衆電話を設置しております。また、急を要する場合等には申し出により学校の電話をお貸ししています。

保護者の皆様には、本校の指導の方針をご理解いただき、改めて、携帯電話（スマホ）を学校内に無断で持ち込まないよう、ご協力をお願いします。